

【別表2】

○本表中、『構造審査指針』とは、『建築構造審査・検査要領 一確認審査等に関する指針 運用解説編 2016年版』を指している。
 また、本表は、主に『構造審査指針』p63～68の内容を本主事会議において整理したものである。

※赤字は最新版に合わせた修正を示す

No.	変更項目	明らかに軽微な変更該当するもの	内容確認の上で、軽微な変更として取り扱うもの	計画変更確認申請に該当するもの
1	全般事項 および 共通事項	※留意事項：確認申請時に変更に関する予めの検討が行われており、変更の範囲がその範囲内である場合は、計画変更はもとより軽微な変更としての手続きも要せず、適切な時期に報告を行うことにより。	<p>以降、本欄において、「構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合」とは、以下の場合を想定している(例示)。</p> <p>(1)当初計画との比較などにより、構造計算を行うまでもなく構造関係規定に適合していることが明らかな場合</p> <p>(2)全体架構の再計算を行わず、部分的に令第82条各号計算(いわゆる許容応力度計算)またはこれと同等の検討を行った結果、主架構(基礎や小ばり、スラブといった2次部材を除く)に計画の変更を伴わず、構造関係規定に適合していることが把握できた場合(右欄の場合を除く)</p> <p>(3)全体架構の再計算を行った結果、主架構(基礎や小ばり、スラブといった2次部材を除く)に計画の変更を伴わず構造関係規定に適合していることが把握できた場合(右欄の場合を除く)</p> <p>いずれの場合も、主架構以外の基礎や小ばり、スラブといった2次部材の変更を含み、強度または耐力の増減は問わないものとする。</p> <p>なお、本欄に該当するもので軽微な変更として取り扱う場合は、軽微な設計変更届出書等に、上記の内容がわかる検討書の添付が必要である。</p>	<p>以降、本欄において、「全体架構の再計算が必要な場合」とは、全体架構の再計算を行った結果、以下の変更が生じた場合を指し、計画変更確認申請の対象とする。</p> <p>(1)主架構のいずれかの部材断面(部材寸法、配筋、鋼材板厚など)の変更</p> <p>(2)保有水平耐力計算の場合にあつては、崩壊形(メカニズム)または構造特性係数Ds値の変更(注：形状係数Fes値の変動は問わない)</p> <p>(3)上記(1)(2)に該当しない場合であっても、原設計の構造計算方針を変更して全体架構の再計算を行った場合(例：応力解析における剛床仮定や支点の支持条件の変更、保有水平耐力計算における外力分布の変更、など)</p> <p>なお、当該計画の当初確認において構造計算適合性判定を要している場合は、再度の構造適判を要する。</p> <p>※留意事項：本検討の結果、構造計算ルート等(法第20条第1号～第4号、令第36条および第81条の要求事項)が変更となる場合は、計画変更ではなく新たな確認申請が必要である。</p>
2	くい基礎			
	ア くい先端位置の変更 (杭長の変更、既製くい杭頭レベルの変更)	①支持力が減少しない場合(引き抜きを含む) ②既製ぐいの杭頭レベルの変更	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①1次設計の浮き上がりが生ずる場合、2次設計のメカニズムに影響する場合等で、全体架構の再計算が必要な場合
	イ ぐいの偏心	①くい位置の変更(これに伴い基礎ばりやフーチングの耐力等を増加する変更を含む)	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①基礎ばり・フーチング以外の部材の応力が増加する変更が伴う場合
	ウ くい工法・くい材料の変更	①平13国交告第1113号第5の基礎ぐいの種類、工法(*下記注)の変更でぐいの強度、耐力が減少せず、かつ支持力が減少しない場合(引き抜きを含む)(アース→リバース、アース→BH等) ②同一材料のぐいの材種の変更で強度、耐力が減少しない場合(既製PHCぐいでSC、A、B、C種など、強度、耐力が減少しない場合) ③基礎ぐいの工法の変更でぐいの強度、耐力が減少せず、かつ支持力が減少しないか、同種の認定ぐいのメーカーの変更の場合 *当該告示による基礎ぐいの種類、工法 ○打込みぐい ○セメントミルク工法による埋込みぐい ○アースドリル工法、リバースサーキュレーション工法若しくはオールケーシング工法による場所打ちコンクリートぐい	右の変更において(①は除く)、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①異種材料のくい種の変更(鋼管ぐい→PHCぐい、場所打ちぐい→PHCぐい等) ②ぐいの強度、耐力が減少する場合 ③1次設計の浮き上がりが生ずる場合、2次設計のメカニズムに影響する場合等で、全体架構の再計算が必要な場合
	エ くい径の変更	①くい体の強度、耐力が減少せず、かつ支持力が減少しない場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①くい体の強度、耐力が減少する場合 ②1次設計の浮き上がりが生ずる場合、2次設計のメカニズムに影響する場合等で、全体架構の再計算が必要な場合 すべて
	オ くい基礎⇄地盤改良	なし ※該当する号がないため		
	カ くい長の変更	記載なし	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	※構造審査指針に記載がないが、以下の事項を想定。 ①くい長が増減する場合で、全体架構の再計算が必要な場合(例：くい頭モーメントの曲げ戻しやくいの耐力の変更が全体架構計算に影響を与える場合)
キ くい頭仕様の変更	記載なし	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	※構造審査指針に記載がないが、以下の事項を想定。 ①くい体の強度、耐力が減少する場合 ②1次設計の浮き上がりが生ずる場合、2次設計のメカニズムに影響する場合等で、全体架構の再計算が必要な場合	
ク くい本数の変更	記載なし	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	※構造審査指針に記載がないが、以下の事項を想定。 ①くい体の強度、耐力が減少する場合(くい群が負担する水平耐力の減少を含む) ②1次設計の浮き上がりが生ずる場合、2次設計のメカニズムに影響する場合等で、全体架構の再計算が必要な場合	
3	直接基礎			
	ア 支持層の深さの変更	①ラップによる場合 ②平13国交告第1113号第3、第4の地盤改良を新たに設ける場合で地盤の強度又は耐力が減少しない場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①地盤の強度又は耐力が減少する場合

※赤字は最新版に合わせた修正を示す

No.	変更項目	明らかに軽微な変更該当するもの	内容確認の上で、軽微な変更として取り扱うもの	計画変更確認申請に該当するもの	
	イ 地盤改良工法の変更	①平13国交告第1113号第3、第4の地盤改良の工法等を変更する場合で地盤の強度又は耐力が減少しない場合(改良体の配置若しくは長さの変更等) ※地質調査の結果、地盤の強度又は耐力が減少しない(当初の設計地耐力が確保されている)場合に、地盤改良を取り止める場合も同様に扱う。	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①地盤の強度又は耐力が減少する場合	
	ウ 基礎形状の変更	①基礎ばり、耐圧版等の強度、耐力が減少しない場合(支持層位置の変更に伴い基礎ばりのせいを大きくする場合や、布基礎からベタ基礎への変更等)	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①基礎ばり、耐圧版等の強度、耐力が減少する場合 ②全体架構の再計算が必要な場合	
	エ 地盤耐力の変更	地盤調査の結果、地盤耐力が増加する場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①地盤耐力が減少する場合などで、全体架構の再計算が必要な場合	
4	小ばりおよび片持ちばり(主架構の一部である片持ちばりも読み替えて準用する)	ア 小ばり位置の変更 ①小ばりの位置の変更に伴い、小ばり及び当該小ばりに接する大ばり等以外の部材(柱等)に応力の変更がない場合(当該小ばり、大ばりの耐力等を増加する変更を含む。また、小ばりの追加又は取り止めも位置の変更と扱う。)	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①小ばりの位置の変更に伴い、柱等の応力が増加する場合 ②全体架構の再計算が必要な場合	
	イ 小ばり断面の変更	①小ばりの強度、耐力が減少しない変更	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①小ばりの強度、耐力が減少する場合 ②全体架構の再計算が必要な場合	
5	床版、屋根版	ア 庇、屋根版、片持ちスラブの形状の変更 ①寸法が小さくなる場合 ②寸法が大きくなる場合で、当該スラブ等とそれに接する大ばり等以外に応力の変更がない場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①荷重が増加する場合などで全体架構の再計算が必要な場合	
	イ スラブ段差、スラブレベルの変更	①スラブ段差、レベルの変更で、スラブが接する大ばり等以外に応力度の変更がない場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①荷重の増加やはりの剛性、大ばりのレベル変更を伴う場合など全体架構の再計算が必要な場合	
	ウ スラブ開口の変更	①開口寸法、開口位置の変更 ②開口の新規追加 ③開口の取り止め	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①荷重の増加やはりの剛性、保有水平耐力時等にスラブ筋によるはりの終局耐力等の影響がある場合、剛床仮定が変わる場合など全体架構の再計算が必要な場合	
	エ スラブ断面(厚さ、配筋)の変更	①スラブの強度、耐力が減少しない変更	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①スラブの強度、耐力が減少する変更 ②荷重の増加やはりの剛性、保有水平耐力時等にスラブ筋によるはりの終局耐力等の影響がある場合など全体架構の再計算が必要な場合	
	オ スラブ工法の変更	①RC造在来工法⇄ハーフPca工法 ②RC造在来工法からRC造Fデッキ工法への変更 ③S造デッキスラブ等の同等仕様メーカー等の変更 ※荷重の変更がないか、あらかじめ荷重を見込んでいる場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①スラブの強度、耐力が減少する変更 ②RC造在来工法からフルプレキャスト工法、アンボンド、ポイドスラブ、合成ばり床構造等への変更 ③荷重の増加やはりの剛性、保有水平耐力時等にスラブ筋によるはりの終局耐力等の影響がある場合、スラブの荷重伝達方向が変わる場合など全体架構の再計算が必要な場合	
6	はり組(床組) (小ばりおよび床版)	はり組(床組)の変更 (上記の小ばりまたは床版の変更における該当欄を適宜準用する)	記載なし	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	上記小ばり、床版の変更のほか、 ①小梁の追加、削除に伴う全体架構の再計算が必要な場合 ②床版の支持条件の変更に伴う全体架構の再計算による変更の場合(四辺固定支持⇄三辺固定支持、など)
7	鉄骨造関係	ア 鉄骨材料の種類や断面性能の変更 ①部材の強度、耐力が減少しない場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①部材の強度、耐力が減少する場合 ②荷重の増加やはりの剛性、柱はり耐力比、幅厚比、横補剛等に影響のある場合などで全体架構の再計算が必要な場合	
	イ S造の梁継手位置、柱ジョイント位置・工法、接合部の変更	①継手の位置の変更(接合部の強度、耐力が減少しない場合) ②現場溶接⇄工場溶接、高力ボルト接合⇄溶接接合(接合部の強度、耐力が減少しない場合) ③ダイヤフラム形式の変更(構造計算の変更が伴わない場合)	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①接合部の強度、耐力が減少する場合 ②保有耐力接合を満足しなくなる場合、接合方法が変わる場合(ピン接合⇄剛接合)など全体架構の再計算が必要な場合	
	ウ S造柱脚の構造の変更	①露出柱脚における、在来の工法⇄既製品のメーカーの変更などで、強度、耐力が減少せず、回転剛性が同等であるなど全体架構に対する影響が軽微な場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①柱脚の形式(露出、埋込、根巻)の変更、露出柱脚で回転剛性に影響がある場合、保有耐力接合を満足しなくなる場合など全体架構の再計算が必要な場合	
8	RC造関係	ア 部材の配筋や断面形状の変更 ①部材の強度、耐力が減少しない場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①部材の強度、耐力が減少する場合 ②荷重の増加やはりの剛性、保有水平耐力時等の終局耐力等に影響のある場合など全体架構の再計算が必要な場合	
	イ 鉄筋の仕様(径、強度)の変更	①鉄筋の仕様の変更により部材の強度、耐力が減少しない場合 ②材料メーカーの変更で部材の強度、耐力が減少しない場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①部材の強度、耐力が減少する場合 ②保有水平耐力時等の終局耐力等に影響のある場合など全体架構の再計算が必要な場合	
	ウ 鉄筋の継手、定着方法の変更	①工法の変更 重ね⇄圧接⇄機械式継手 在来定着⇄定着板等	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①全体架構の再計算が必要な場合	
	エ コンクリート材料、設計基準強度の変更	①設計基準強度をあげる場合 ②法第37条の範囲内での使用材料の変更	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①全体架構の再計算が必要な場合	
	オ 耐力壁の開口部の位置、大きさの変更	①適切な開口補強を行い、開口率を満たした場合(剛性が同等で、耐力が同等以上となる場合など全体架構に対する影響が軽微な場合)	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①採光上有効な開口部の面積が減少するなど第13号に該当しない場合 ②剛性に影響があるなど全体架構の再計算が必要な場合	

※赤字は最新版に合わせた修正を示す

No.	変更項目	明らかに軽微な変更該当するもの	内容確認の上で、軽微な変更として取り扱うもの	計画変更確認申請に該当するもの	
	力 はり貫通孔の補強工法の変更	②躯体開口寸法の変更(意匠上の開口寸法の変更を伴わない場合等)で耐力壁の耐力が減少しない場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①耐力壁の耐力が減少する場合 ②剛性に影響があるなど全体架構の再計算が必要な場合	
		①補強工法の変更(在来の補強工法⇔既製品による補強) ②既製品のメーカー等の変更 ※既製品は当該評定等の内容に基づき使用する場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①はりの強度、耐力が減少する場合	
		キ はり貫通孔の位置、大きさの変更	①適切に開口補強を行う場合 ※建築確認申請時に貫通孔の大きさ及び位置の変更等について、あらかじめ検討され、その検討範囲内での変更であれば、軽微変更及び計画変更の対象にならない。	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①はりの強度、耐力が減少する場合 ②はりの剛性に影響があるなど全体架構の再計算が必要な場合
9 構造耐力上主要な部分以外の	ア 位置・高さ、厚さ・配筋、及び開口等の変更	①荷重の増加や部材の剛性に影響がないなど全体架構に対する影響が軽微な場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①荷重の増加や部材の剛性に影響がある場合など全体架構の再計算が必要な場合	
		イ 材料の変更	①荷重の増加や部材の剛性に影響がないなど全体架構に対する影響が軽微な場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①荷重の増加や部材の剛性に影響がある場合、S造の帳壁等を追従性の低いものに変更し層間変形角の再検討を行う場合など全体架構の再計算による変更の場合 ②第11号の表に定める範囲以外の変更
		ウ スリットの変更	①材料の変更 ②スリット位置の変更で取付部材の剛性等の影響がない場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①取付部材の剛性等が変わる場合(スリット位置の変更、部分スリット⇔完全スリット等)
10 その他(構造関係規定以外の変更に伴う)	ア 階段の蹴上踏面寸法の変更	※床版の変更と同様に扱う。			
		イ 階段の構造の変更	①変更前後で建築材料が変わらない場合、かつ部材の強度、耐力が減少しない場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①建築材料が変わる場合(RC造⇔S造) ②部材の強度、耐力が減少する場合 ③荷重の増加やはりの剛性に影響がある場合など全体架構の再計算が必要な場合
	ウ 高さが減少する場合	①GLの変更に伴う高さが減少する変更(土圧高さの変更について部分的な検討で適合性を確認できる場合) ②バラベット、屋上突出物の高さが減少する変更など全体架構に対する影響が軽微な場合	①構造計算が伴わない法令上の階数算定上の変更	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①荷重が増加するなど全体架構の再計算が必要な場合
	エ 階数が減少する場合	①構造計算が伴わない法令上の階数算定上の変更	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①固有周期や部材の剛性に影響があるなど全体架構の再計算が必要な場合	
	オ 建築面積が減少する場合	①構造計算が伴わない法令上の建築面積算定上の変更 ②建築物の一部を減築する場合(全体架構に対する影響が軽微な場合)	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①階数の減少に伴い、全体架構の再計算を行い部材断面の再検討を行う場合 ②浮き上がりや偏心率・剛性率の計算、固有周期や部材の剛性に影響があるなど全体架構の再計算を要する場合 上記のいずれか、全体架構の再計算による変更の場合、※削除	
	カ 床面積の合計が減少する場合	①構造計算が伴わない法令上の床面積算定上の変更 ②建築物の一部を減築する場合(全体架構に対する影響が軽微な場合)	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①偏心率・剛性率の計算や部材の剛性に影響があるなど全体架構の再計算が必要な場合	
	キ 用途の変更	①直前の確認での積載荷重の範囲内の場合 ②部分的な用途の変更で全体架構に対する	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①偏心率・剛性率の計算や部材の剛性に影響がある、剛床仮定が変わるなど全体架構の再計算が必要な場合	
ク 設備機器等の変更	①荷重が直前の確認の範囲内である変更 ②一部の設備機器の変更で全体架構に対する影響が軽微な場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①積載荷重が増加するなど全体架構の再計算が必要な場合		
		①荷重が増加するなど全体架構の再計算が必要な場合	右の変更において、構造計算に準じた方法で関係規定への適合を把握できた場合	①荷重が増加するなど全体架構の再計算が必要な場合	

※追加

補足説明

中列にある「内容確認の上で、軽微な変更として取り扱うもの」については、主架構(柱、梁、耐震壁など)の断面の形状および配筋に変更がないことおよび二次部材を配置すること等により構造計算におけるモデル化に変更がないことを前提とする。